議案第７２号

（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会条例

（設置）

第1条　市経済をけん引する重要な役割を担う中小企業・小規模企業の振興理念及びその基本方針等を定める（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例（以下「条例」という。）の制定について必要な事項を検討するため、（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　委員会は、市長の諮問に応じ、条例に盛り込むべき事項及びその内容について検討し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条　委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員の委嘱）

第4条　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　公募による市民

(2)　学識経験を有する者

(3)　商工業関係団体を代表する者

(4)　市内の金融機関を代表する者

(5)　その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条　委員の任期は、委嘱の日から第2条の規定による答申を行う日までとする。

（委員長及び副委員長）

第6条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

2　委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見聴取等）

第8条　委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第9条　委員会の庶務は、環境経済部商工観光課において処理する。

（委任）

第10条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

平成２８年６月６日提出

久喜市長　　田　　中　　暄　　二

提案理由

（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例を制定するため、（仮称）久喜市中小企業・小規模企業振興基本条例検討委員会を設置したいので、この案を提出するものであります。